

横手市立増田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義の共通理解

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうるものであること
- ・いじめは絶対に許されないものであること
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違っていること
- ・いじめの背景にある人間関係を含めて生徒理解に努める必要があること
- ・基本方針や年間指導計画に基づき、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むこと
- ・全教職員で組織的に対応する他、市教育委員会とも連携をしていくこと

2 具体的な取組

①

いじめ未然防止のための取組

○学級経営の充実

- ・i - c h e c k を実施し、学級や生徒の状況を把握する。
- ・年2回教育相談を実施し、生徒の実態把握と適切な助言をする。
- ・生徒指導の三機能を意識した授業を実践する。

○道徳・特別活動の充実

- ・道徳の授業を通して、生徒の自己有用感を醸成したり、思いやりや感謝の心を育てたりする。
- ・学級活動、生徒会活動、学校行事を通して集団への所属意識を醸成し、自尊感情を育てる取組を実施する。

○縦割り活動の実施

- ・清掃活動で縦割り班を編制し、他とより多く関わる力を身に付ける機会を設定する。
- ・増リンピック体育祭や球技大会での縦割り活動を充実させ、お互いに認め合い、賞賛合う機会を多く設ける。

○相談体制の整備

- ・磨光（生活記録）ノートやアンケート等で気になる生徒に対して学級担任や学年部等で教育相談を行う。
- ・スクールカウンセラーとの連絡を密にし、相談できる体制を充実させる。

○情報モラルに関する指導

- ・特別活動等で情報モラルに関する題材を活用し指導することに加えて、道徳や教科の授業でも取り上げる。
- ・情報モラル講座等を実施する。

○小中連携

- ・小中合同でいさつ運動を実施し、中学生として率先して活動する意識を高める。
- ・情報交換の場を設け、連絡を密にして生徒理解を深める。

②

いじめ早期発見のための取組

○アンケートの実施

- ・月1回生活アンケートを実施し、一人一人の実態把握に努める。
- ・情報モラルアンケートを実施し、現状の把握に努める。

○教育相談

- ・磨光ノートの記述や、活動の中での生徒の様子から生徒の心情の変化を感じ取る。
- ・年2回の教育相談期間を設け、一人一人と面談を行う。

○職員間の情報交換

- ・週1回の「ミニ生徒を語る会」で気になる生徒を挙げ、共通理解を図る。
- ・職員会議で生徒について情報交換する。
- ・i - c h e c k の結果を共有し、対応について研修する。

○保護者や地域、関係機関との連携

- ・保護者との信頼関係を築き、相談や情報提供には迅速かつ誠実に対応する。
- ・南教育事務所、横手市教育委員会等の関係機関との連絡を密にし、問題の早期発見に努める。
- ・P T A やリーフレット等で県内の相談機関等の紹介をする。

いじめに対する早期対応

いじめに関する情報・相談



- ・速やかに担当教職員に連絡し、管理職に報告する。
- ・いじめ不登校対策委員会を招集する。

いじめの実態把握



- ・当事者及び周囲の生徒から個々に聞き取りを行い、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。
- ・関連する事柄を含め、全体を把握する。

指導方針・指導体制の決定



- ・今後の指導方針、指導体制を明確にする。
- ・全教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決定する。
- ・必要に応じて教育委員会や関係諸機関との連携を図る。

生徒への支援・指導



- ・いじめられた生徒を保護し、不安や心配を取り除く。(心身の安全を最優先に考える)
- ・いじめた生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを認識させ、毅然とした態度で指導する。

保護者との協力・連携



- ・正確な実態把握ができ次第、事実関係を伝え、今後の指導方法や支援策について具体的に説明する。
- ・協力を求め、今後の連携について話し合う。

今後の対応

- ・関係した生徒に対して継続的に支援や指導を行う。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーと連携する。
- ・解消したとみられる場合でも、引き続き観察し、指導を継続する。

重大事態に対する対応

④ 重大事態（「いじめ防止対策推進法」による）が発生した場合

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 いじめ防止対策のための組織

